

TOWN TOPICS

12.17(木) 寄附をいただきました

町内の地域企業有志による「須恵町青少年アンビシャス応援団」から町内の小中学校5校に対し、図書購入費として各10万円の寄附をいただきました。

「須恵町青少年アンビシャス応援団」は須恵町の企業有志で組織されており、須恵町の未来を担う地域の子どもたちへ夢や志、そして生きることの大切さを感じ取れるようなさまざまな活動を行なっている団体です。

「須恵町青少年アンビシャス応援団」

発起人 ベルテクネ株式会社、ケイエルテック株式会社、丸山司法書士事務所、株式会社ピーエムティー、ナサ工業株式会社、株式会社若杉建設



TOWN TOPICS

11.21(土) アビスパ福岡 須恵町マッチデー開催

アビスパ福岡と須恵町が結んだフレンドリータウン協定に基づき、ベスト電器スタジアムで「アビスパ福岡 須恵町マッチデー」が開催されました。

当日は町長あいさつから始まり、須恵アザレアFCの子どもたちがスポンサーバナーベアラーに参加したほか、須恵中学校および須恵東中学校3年生が試合中のボールボーイを務めました。

コロナ禍により中学部活動最後の大会が中止となった生徒たちは「思い出に残る貴重な経験になりました」と笑顔で話していました。



© avispa fukuoka

TOWN TOPICS

12.6(日) 浄化作業

須恵町青少年指導員会と粕屋警察署少年補導員須恵支部が合同で町内浄化作業を実施しました。この取り組みは、きれいな町を保つため、毎年12月に行なっています。今年度は、落書きが1か所、違反屋外広告物が9枚と例年に比べ少なく、活動の効果が表れていました。

須恵町青少年指導員会と粕屋警察署少年補導員須恵支部の皆さんに、今後も引き続き町内のパトロールおよび町内浄化活動にご協力いただく予定です。



落書きを消す作業

TOWN TOPICS

12.17(木) おえかきぶっくを園児に寄贈

久野印刷株式会社(久野正人社長)から、町内の幼稚園・保育所・幼児園の園児に「おえかきぶっく」が寄贈されました。

同社は毎年クリスマス前に「おえかきぶっく」を寄贈しています。

「おえかきぶっく」は、早速園児たちに配られ、受け取った園児たちは嬉しそうにたくさんの絵を描いていました。



教育長(左)へ「おえかきぶっく」を寄贈する久野社長(右)



今月のポイント

新聞の長期契約は慎重に！
契約は簡単に解約できない！

新聞をめぐるトラブルの相談
が多く寄せられています。

相談事例

- 1 現在購読中の新聞の契約が2年残っていたが、昨日、別の新聞の販売員が訪問し「今の新聞購読が終わってからでいいから」と勧誘を受け、3年間の契約をしてしまった。まだ先のことなので後悔している。
- 2 3年前に5年間の新聞購読契約をした。最近、視力も弱くなると新聞が読みづらくなってきたので解約しようと思った。販売店に連絡したところ、「あと2年残っているのだから」と言われた。いつでもやめられると思っていた。
- 3 先日、新聞の販売員に強引な勧誘を受けた。最初は断っていたが、洗剤とビールケースをつ

アドバイス

新聞の購読契約は訪問販売で行われることが多く、その場合「特定商取引法」の規制を受けるため、契約書を受け取って8日間はクーリングオフができます。

1のケースは期間内なので無条件解約ができます。また新聞が実際に入るのは契約した日から2年後となる先付け契約です。生活状況が変わることもあるので、長期間の契約や数年先の契約は慎重に考える必要があります。では、クーリングオフ期間を過ぎるとどうなるのでしょうか。一度結ばれた契約は一方的に解約はできません。解約には双方の合意が必要です。2のケースは双方話し合いの結果、期間を短縮して購読をあと1年継続する条件で合意に至りましたが、販売店が認めず合意にいたらないこともあります。3のケースのように新聞の契約時、販売店から景品を受け取ることもよくあります。景品につられて、本意な契約をしないように注意しましょう。また、勧誘を断ったにもかかわらず再勧誘することは禁止されています。

注意点

- ・勧誘を受けても、契約するつもりがなければ、きっぱり断りましょう。
- ・契約する前に、もう一度、本当に必要な契約か、期間が終わるまで購読できるか考えましょう。
- ・「購読契約書」の控えはきちんと保管しておきましょう。

困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部
広域消費生活センター

開設日

月曜～金曜

(祝日・年末年始は休み)

相談時間

10時～15時30分

場所

志免町地域安全安心センター
2階

(志免町志免中央1の10の10)

問い合わせ先

☎ 9336・1594

FAX 9336・1610

※相談の際は電話でご連絡ください。